

## 特定教育・保育施設の利用定員について（補足説明）

### 1 趣旨

令和5年4月1日から、純真福祉会が青堀保育園の運営を開始し、また明澄幼稚園が認定こども園に移行することに伴い、その利用定員を定めるに当たり、子ども・子育て会議で意見を伺うものです。

### 2 保育所及び認定こども園の設置認可等

青堀保育園は、運営主体が変更になるため、保育所の設置認可を取り直すことが必要です。明澄幼稚園は、幼稚園から認定こども園に移行するための認定を受けることが必要となります。いずれも昨年11月に市を通して千葉県に申請し、現在、審査中となっています。

#### 【申請中の定員】

青堀保育園 （単位 人）

| 年 齢   | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計  |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| 定 員 数 | 5  | 10 | 15 | 20 | 20 | 20 | 90 |

明澄幼稚園 （単位 人）

|                     | 満3歳未満 | 満3歳以上 | 計   |
|---------------------|-------|-------|-----|
| 保育を必要とする子どもの数       | 20    | 50    | 212 |
| 保育を必要とする子ども以外の子どもの数 |       | 142   |     |

### 3 特定教育・保育施設の確認

保育園及び認定こども園が子ども・子育て支援新制度による施設型給付を受けるには、市長から特定教育・保育施設の確認を受けなければなりません。このため、運営主体の純真福祉会及び富津学園から特定教育・保育施設確認申請書がいずれも本年1月、市に提出されました。

なお、今回は、新設のため、原則として認可・認定の定員と確認の利用定員は、同数となります。

#### 4 利用定員設定の流れ

利用定員の設定については、概ね以下のとおりの流れとなります。

- ① 事業者が千葉県に保育園の認可や、認定こども園の認定を申請する。
- ② 事業者が千葉県から認可や認定を受ける。
- ③ 事業者が市に特定教育・保育施設の確認を申請する。
- ④ 利用定員について、子ども・子育て会議で意見を聴く。
- ⑤ 市が利用定員を定め、特定教育・保育施設の確認を事業者に通知する。

【参考：令和5年3月1日現在】

青堀保育園

(単位 人)

| 年 齢     | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 計  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 利用定員    | 12  | 12  | 12  | 18  | 18  | 18  | 90 |
| 利用者数    | 0   | 6   | 17  | 18  | 21  | 18  | 80 |
| うち市内利用者 | 0   | 6   | 16  | 17  | 21  | 17  | 77 |
| うち市外利用者 | 0   | 0   | 1   | 1   | 0   | 1   | 3  |

※現状、0歳児の受入を行っていません。

明澄幼稚園

(単位 人)

| 年 齢     | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 計   |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 認可定員    | —   | —   | —   | 90  | 90  | 90  | 270 |
| 利用者数    | —   | —   | —   | 50  | 81  | 67  | 198 |
| うち市内利用者 | —   | —   | —   | 15  | 27  | 21  | 63  |
| うち市外利用者 | —   | —   | —   | 35  | 54  | 46  | 135 |